

「請願権」裁判の経過報告（1）



杉並区教委が新たな違憲・違法な請願権制約規定の存在を自白！

高嶋伸欣

■皆さま、高嶋伸欣です。昨年から今年にかけて、2つの新しい裁判を起こしました。後期高齢者になって何を今更という思いもありましたが、不当な教科書記述などを放置できないという思いで、踏み切りました。一件目の被告は、都教委です。五輪での「選手団の旗・歌」を「国旗・国歌」と断定した副教材を作成して、都内の4年生以上の小学生と中高校生全員に配布したのは、100憲章に反し、ウソの教育を強制する違憲・違法の行為だということです。

■もう一件は、杉並区教育委員会が被告です。同教委は「新しい歴史教科書をつくる会」の中学歴史教科書を採択した際、同書の内容に誤りがあると区民などから指摘されていましたが、放置したままです。

■そこで私は是正措置を求める「請願書」を2014年10月に同教委に提出しました。ところが、当時の杉並区教委の会議規則「請願しようとするものは、(教育)委員の紹介により文書をもって」提出すること、という条件を満たしていないので「いわゆる陳情」扱いにされてしまいました。

■「陳情」は法的な裏付けがなく、まして「いわゆる陳情」は何の保障もない代物です。一方で「請願」は憲法16条で「何人(なにびと)も」有するとされる基本的人権です。そのため憲法と同時に施行された「請願法」第1条では国会で可決された法律以外では、請願権の行使を制約できないとしています。

■従って、上記の杉並区教委の会議規則は憲法違反に当たります。にもかかわらず同規定を根拠として、私の請願は不当に扱われたのです。

■民事訴訟の時効期限3年です。その間どうするか迷いましたが、結局、提訴に踏み切り、時効期限当日2017年10月23日の23時に、訴状を裁判所に提出しました。

■その後、昨年12月17日の第1回から今年9月10日まで6回の弁論が開かれています。毎回多くの方に傍聴に来ていただいています。というのも、この本来的な問題点以外に、被告側のお粗末な対応、回を重ねるごとに馬脚を現している無様さにも、興味を持たれているのではないかと思います。

■例えば前出の違憲・違法な会議規則について、当初はこじつけの説明で合法であるとしていましたが、間もなく

原告(高嶋)が主張する「ような解釈も生じさせる規定ぶりである」(『被告準備書面1』)としぶしぶ認めたのです。

■さらに9月10日付けの『被告準備書面3』では、「教科書問題に関する要望・申し入れ等には応じない」旨の「申し合わせ」を、同書面で初めて文字化し、公表してしまったのです。同「申し合わせ」はこれまで、口頭でしか区民に説明されず、抗議するにも実態の把握を阻まれていたものです。それを、教委の側が法廷の公的文書に詳しく記載したのですから、被告側の失態です。

■その上、この「申し合わせ」が私の「請願書」の処理にも適用されたと説明しているのです。

■杉並区教委は前出の会議規則だけでなく、この「申し合わせ」でも、基本的人権である請願権の行使に不当な制約を加えていた、と自白したも同然です。

■当然のこととして、この点の不当性を原告(高嶋)側は追及しています。次回11月14日の法廷(午後3時、東京地裁530号法廷)で、どんな弁解がされるのでしょうか。楽しみにしています。

■ところでこの「請願権」裁判では、教科書や全国の地方自治体のホームページ等の請願権の説明が不十分であることを是正する動きの醸成も目指しています。皆さんの居住地の自治体の場合はどうでしょうか。杉並区教委とは対照的に「請願・陳情」で口頭陳述を認めている教委も少なくありません。すでに横浜市教委では小学生による陳情(要望書)が受理され、委員だけでなく傍聴者にも配布された事例が、ネット等で広く知られています。

■主権者が声を挙げることで、社会を変えていく。その手段の一つである「請願権」認識の啓発を、裁判と並行して進めたいと思っています。

